

厚木市全国等スポーツ大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競技スポーツの推進及び生涯スポーツの普及振興を図るため、広く市民が観覧できるスポーツ大会（以下「大会」という。）を開催する団体に対し、予算の範囲内で厚木市全国等スポーツ大会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる大会は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会又はこれらの各加盟団体等が主催し、市内で開催する関東大会規模以上で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 予選会（厳正かつ明確な基準による推薦を含む。）による参加制限がある大会

(2) 前号に掲げるもののほか、交流を目的とする大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、補助対象としない。

(1) 営利を目的とする大会

(2) 政治的又は宗教的活動を目的とする大会

(補助金額)

第3条 補助金額は、補助対象となる大会にかかる事業費の2分の1以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる大会の区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる大会 別表第1に定める額

(2) 第2条第1項第2号に掲げる大会 別表第2に定める額

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 報償費

(2) 旅費

(3) 消耗品費

(4) 印刷製本費

(5) 通信運搬費

(6) 保険料

(7) 使用料及び賃借料

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

大会区分	金額	備考
国際大会規模	200,000 円	海外の代表選手の参加があるもの
全国大会規模	200,000 円	全国から 24 都道府県以上の代表選手の参加があるもの
東日本大会規模	100,000 円	関東 1 都 7 県（山梨県を含む。）のうち、4 都県以上を含み、かつ、9 都道府県以上から代表選手の参加があるもの
関東大会規模	50,000 円	関東 1 都 7 県（山梨県を含む。）から 4 都県以上の代表選手の参加があるもの

別表第 2（第 3 条関係）

大会区分	金額	備考
国際大会規模	200,000 円	海外 5 箇国以上から、選手が来日して開催するもの
関東大会規模以上	50,000 円	関東 1 都 7 県（山梨県を含む。）から 4 都県以上又は全国各地から選手の参加があるもの